

美しい街づくりのための『建築協定』

(『真土大塚山地区建築協定』より抜粋)

(敷地、擁壁等に関する基準)

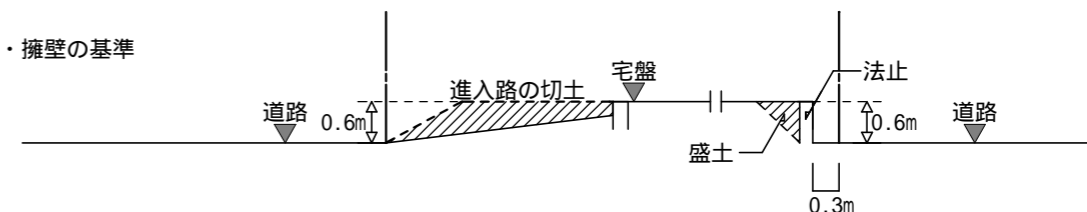
第7条 建築物の敷地は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 株式会社一平不動産(以下「甲」という。)が造成した敷地の分割・統合をしてはならない。
- (2) 甲が造成した敷地の地盤高を変更してはならない。ただし、駐車場及び進入路としてのスロープそれに類するものの為の60センチメートルまでの切土及び盛土(道路境界線から30センチメートル以内のものは除く)はこの限りでない。
- (3) 甲が築造した擁壁及び開発区域内に存する擁壁の上に土留めブロック等増積みしてはならない。ただし、フェンス基礎用コンクリートブロック(1段積に限る)は除く。

(垣、柵又はこれに類する門柱、門扉に関する事項)

第8条 道路境界線に面して設ける垣又は柵は、生垣又は透視可能なフェンスとしなければならない。ただし、門及び門の付随する袖壁については、この限りでない。また、これらの築造は、地盤面から1.5メートル以下の高さとし、設置位置は、道路境界線から30センチメートル以上後退する。ただし、落下防止のための安全上必要なものは後退不要とする。

第7 敷地・擁壁の基準



第8 垣・柵又はこれに類する門柱・門扉に関する事項

